

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	株式会社ドン・キホーテ
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	〒153-0042 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
工場等の名称	MEGAドン・キホーテ名古屋本店
工場等の所在地	愛知県名古屋市北区玄馬町234-1
業種	卸売業、小売業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	家電用品、日用雑貨品、食品、時計・ファッション用品、スポーツ・レジャー用品及びDIY用品等の販売を行う
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

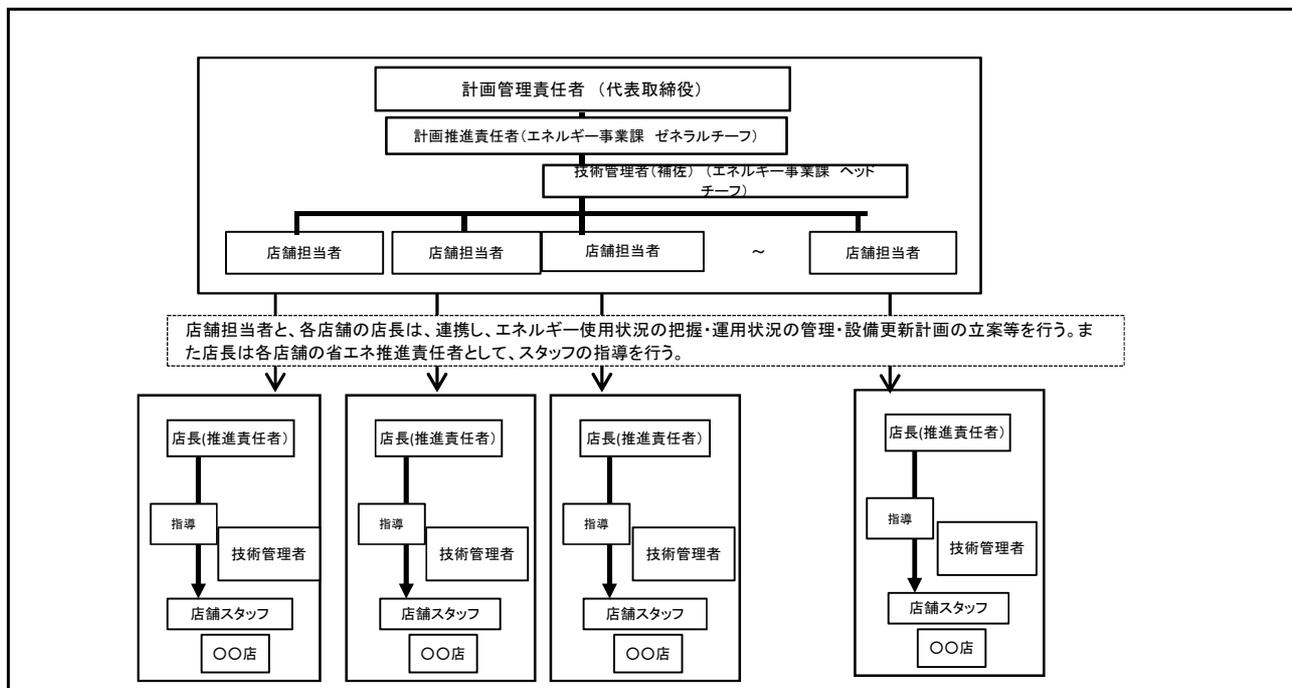
公表期間	令和6年7月31日 ~ 令和9年3月31日		
公表方法	掲示 閲覧	(場所)	
	ホーム ページ	(HPアドレス)	
	冊子	(冊子名・ 入手方法)	
	その他	(その他詳細) 閲覧希望者に郵送	
公表に係る問合せ先	環境対策管理課エネルギー TEL 045-834-8667 (担当:馬木)		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

地球と共存する持続可能な企業活動を目指して、省エネ効果の高いLEDライトや節水器などを、大型店舗で積極的に導入しているほか、グループ全店をあげて、包装資材のリサイクル、食品リサイクルの推進に注力しています。今後も環境負荷の少ない、持続可能な企業活動を目指して、対策と改善を繰り返してまいります。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和5年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,533	t-CO ₂
① （温を除く 二酸化炭素 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		2,533

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和8年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂	

項目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和8年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量	60.08	t-CO ₂ / M㎡・(h)	58.28	t-CO ₂ / M㎡・(h)	3.0

(2) 目標設定の考え方

省エネ法に準拠し年1%の削減を目標とする。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第 1 号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
エネルギー使用量等の把握及び管理	・管理標準として設定した設備運転管理に沿った設備運用の徹底	正しい運用方法をスタッフに正しく理解させる。
空調設備の運用管理	設定温度と実際の室温差（温度ムラ）を把握し、効率的な空調設備運用を行う	空調設備を効率よく運用しエネルギー消費を削減する。
高効率機器の導入	老朽化した設備機器を順次「高効率機器に更新する」	空調設備エネルギー消費を削減する。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	50 %

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

法人単位(株式会社ドン・キホーテ)として非化石証明書を購入予定となります。

(3) 環境価値(クレジット等)の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組